

平成30年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年9月10日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	9月21日 午前10時00分		
	閉 会	9月21日 午前11時00分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	9	山 城 太	10	島 袋 誠
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	松 田 洋 子
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	中 原 茂 仁	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	宮 里 政 有
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	嶺 井 雄 二			

平成30年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第6号

平成30年9月21日（金曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	発 委 第 1 号	今帰仁村議会基本条例の制定について	説明・質疑 討論・採決
2	議 案 第 33 号	今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について	討論・採決
3	議 案 第 34 号	今帰仁村乙羽岳森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
4	議 案 第 35 号	今帰仁村災害に強い栽培施設の整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について	討論・採決
5	議 案 第 36 号	村道路線の変更について	討論・採決
6	議 案 第 37 号	平成30年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について	討論・採決
7	議 案 第 38 号	平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について	討論・採決
8	認 定 第 1 号	平成29年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
9	認 定 第 2 号	平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
10	認 定 第 3 号	平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
11	認 定 第 4 号	平成29年度今帰仁村水道事業会計決算認定について	討論・採決
12	決 議 第 3 号	かりゆしばしの早期撤去を求める要請決議	説明・質疑 討論・採決
13	陳 情 第 1 号	県産品の優先使用について	報告・質疑 討論・採決
14	陳 情 第 2 号	こどもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書	報告・質疑 討論・採決
15	意見書第1号	こどもの医療費助成制度の拡充を求める意見書	説明・質疑 討論・採決

○ 東恩納寛政 議長 皆さん、おはようございます。平成30年第3回今帰仁村議会定例会最終日でございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

日程第1.「発委第1号 今帰仁村議会基本条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。座間味 薫 議会運営委員長。

○ 座間味 薫 議会運営委員長

発委第1号

平成30年9月21日

今帰仁村議会議長 東恩納 寛政 殿

提出者

議会運営委員長 座間味 薫

今帰仁村議会基本条例の制定について

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに今帰仁村議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

村民から選ばれた村議会と村長は、二元代表制のもと村民の代表機関として村民の負託に応える積極的な活動をしなければならない。同時に、地方分権のなかで議会の機能を十分発揮し、地方自治の規定の遵守、積極的な情報の公開、政策活動への村民参加の推進、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保等、議会の果たすべき役割はますます重要になっている。以上の観点を通して、村民に信頼される議会を創造するために、議会に関する基本的な事項を定めた本村議会における最高規範として、本案を提出する。

○今帰仁村議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会・議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 村民と議会の関係（第4条）

第4章 村長等と議会及び議員の関係（第5条―第7条）

第5章 自由討議（第8条）

第6章 政務活動費（第9条）

第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第10条―第14条）

第8章 議員の身分・待遇と政治倫理（第15条・第16条）

第9章 最高規範性及び見直し手続き（第17条―第20条）

附則

前文

今帰仁村議会は、二元代表制の下、村民の代表機関として、住民自治及び団体自治の原則に則り、民主主義の発展、村民福祉の向上及び平和社会の実現に向け、村長等の執行機関との持続的な緊張を保持し、独立・対等の立場において、政策決定並びに事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。

特に地方分権の時代において、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会がその持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を自由闊達な討議を通して広く村民に明らかにし、公開することは討論の場である議会の第一の使命である。

このような使命を達成するために闊達な議論をとおして、論点・争点を広く村民に公開することにより、公正性と透明性を確保し、この条例に定める議会としての独自の議会運営を実践することにより、村民の負託に応え、信頼されることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、村民に身近な議会として、議会の基本理念、議員の責務、活動原則等を定め、地方自治の本旨に基づく村民の負託に的確に応え、もって村民の福祉の向上及び豊かな村づくりの実現と、村政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会・議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、民主主義を基本とする村民の代表機関であることを自覚し、公正性・透明性を重視し、情報公開と村民参加を原則とし、村民に開かれた議会を目指して活動する。

2 議会は、議員、村長、執行機関の長及び補助機関である職員（以下「村長等」という。）が、村づくりの自由な討論の場であることを認識し、その実現のために、議会運営について協議調整し、その役割を果たさなければならない。

3 議長は、村民の傍聴に関し、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、村民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めるものとする。

4 議長は、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を宣告するよう努めるものとする。

（議員活動の原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の

自由な討議を重んじなければならない。

- 2 議員は、村政の課題全般について、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるとともに、村民の意見を的確に把握し、村民の代表にふさわしい活動をするものとする。
- 3 議員は、地域の個別的な事案の解決だけでなく、村民全体の福祉の向上を目指して活動し、その結果について、村民に説明する責務を持たなければならない。

第3章 村民と議会の関係

(村民参加及び村民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、村民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（以下「委員会」という。）及び全員協議会を原則公開する。
- 3 議会は、村民、村民団体、特定非営利活動を行う団体等との意見交換の場を設けて、議会及び議員の調査能力を強化するとともに、政策提言の拡大を図るよう努めるものとする。
- 4 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。
- 5 議会は、前各項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席の下に村民に対する議会の報告の場を少なくとも年1回開催することを努めるようにし、議会の説明責任を果たすとともに、村民の意見を聴き、議会活動の活性化を図るものとする。

第4章 村長等と議会及び議員の関係

(質問、質疑における質疑応答の方法)

第5条 議会の本会議における議員と村長等との質疑応答は、今帰仁村議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第55条の規定により、同一議員につき同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときにはこの限りでない。

- 2 一般質問は事前通告し、村長等は答弁書を提出するものとする。質問は一問一答方式でおこなう。

(村長による政策等の形成過程の説明)

第6条 議会は、村長が議会に政策、施策、計画、事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の水準を高めるため、政策等の提案に至った経緯、理由の説明を求めることができる。

- 2 議会は、政策等の提案を審議するに当たっては、その立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(議案審議における説明資料の提供)

第7条 議会は、村長が議会に議案を提出する場合、審議を深められるよう分かりやすい説明資料の提供を求めることができる。

第5章 自由討議

(自由討議による合意形成)

第8条 議会は、議員による言論の場であることを認識し、本会議、委員会及び全員協議会のそれぞれの会議における議案審議の結論を出すに当たっては、議員相互間の自由討議によって多様な意見を出し

あった上で合意形成に努めなければならない。

2 議員は、議員相互間の自由討議を経て、政策、条例等の立案及び政策提言を積極的に努めるものとする。

第6章 政務活動費

(政務活動費の交付)

第9条 村政に対する調査研究、政策提言に資するため議員に政務活動費を交付することができる。

2 政務活動費については、別に条例で定める。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(委員会等の適切な運営)

第10条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会及び全員協議会の適切な運営に努めなければならない。

(議会事務局の体制整備)

第11条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。

(議員研修の充実強化)

第12条 議会は、議員の政策立案及び政策提言の能力の向上を図るため、積極的に議員研修の充実強化を図るよう努めるものとする。

第13条 議会は、議員研修の充実強化の結果を、議会及び議会広報等で村民に報告するものとする。

(議会広報の充実)

第14条 議会は、村政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に村民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達に即した多様な広報手段を活用することにより、多くの村民が議会と村政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第8章 議員の身分・待遇と政治倫理

(議員定数及び議員報酬)

第15条 議員定数（以下「定数」という。）及び議員報酬（以下「報酬」という。）は、別に条例で定める。

2 定数及び報酬の改正に当たっては、村政の現状と課題、将来の予想と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して村民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を有効に活用するものとする。

3 定数及び報酬の改正に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による村民の請求があった場合を除くほか、改正理由の説明を付して議員が提案することができる。

(議員の政治倫理)

第16条 議員は、村民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、村民の代表者として良心と責任感を持って、自己の地位に基づく影響力を行使することによって村民の疑惑を

招くことのないよう行動するとともに、議員の品位を保持し識見を養うよう努めなければならない。

第9章 最高規範性及び見直し手続き

(最高規範性)

第17条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会に関する条例、規則等の制定を行うときは、この条例の趣旨を踏まえ整合を図るものとする。

(議会及び議員の責務)

第18条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を遵守して議会を運営し、もって村民を代表する合議制の機関として、村民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続き)

第19条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、条例、規則等の改正が必要な場合は、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項については、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

以上です。

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「発委第1号 今帰仁村議会基本条例の制定について」を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「発委第1号 今帰仁村議会基本条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2、「議案第33号 今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」を議題いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第33号 今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第33号 今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 「議案第34号 今帰仁村乙羽岳森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第34号 今帰仁村乙羽岳森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第34号 今帰仁村乙羽岳森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第35号 今帰仁村災害に強い栽培施設の整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第35号 今帰仁村災害に強い栽培施設の整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第35号 今帰仁村災害に強い栽培施設の整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第36号 村道路線の変更について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第36号 村道路線の変更について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第36号 村道路線の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「議案第37号 平成30年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第37号 平成30年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第37号 平成30年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 「議案第38号 平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第38号 平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第38号 平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」は、原

案のとおり可決されました。

日程第8. 「認定第1号 平成29年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第9. 「認定第2号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第10. 「認定第3号 平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第11. 「認定第4号 平成29年度今帰仁村水道事業会計決算認定について」の4議案を一括議題とします。

4議案につきまして、決算審査特別委員会へ付託してありました。その報告書が、提出されております。その決算特別審査委員長に報告を求めます。

座間味 薫決算審査特別委員長。

○ 座間味 薫 決算審査特別委員長 決算審査特別委員会委員長報告書 平成30年9月21日。

本委員会は、9月10日に開会されました本会議におきまして、委員10名をもって設置され、「認定第1号 平成29年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」、「認定第2号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第3号 平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第4号 平成29年度今帰仁村水道事業会計決算認定について」の審査を付託されたものであります。その後、9月11日と12日の2日間、適正に予算が執行されているか、期待した行政効果が得られているか、さらには、今後、改善を要する点はないかなどに主眼を置き、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果を報告いたします。

審査の過程での主な質疑、意見などを集約して報告いたします。

初めに、一般会計の歳入についてであります。 「村税の収入未済額と不納欠損額について、今後の対策について、どのように考えているのか」との質疑に対し、「収入未済額については、徴収員を含めて徴収に係る職員が他の課とも連携しながらしっかりとした体制で今後とも徴収に当たっていきたいと考えている。また、名護県税事務所と共にタイヤロックなどの手段を講じて滞納処分を行っている状況でもあるが、今年度から名護県税事務所の管轄で名護市・本部町・今帰仁村の3自治体が協力して、滞納整理に当たる体制を整えており、互いに情報を共有しながら滞納者にアプローチしていく。不納欠損額については、時効の中断とならないように分納の誓約を交わし、一緒に納付計画を立てながら少しでも入金していただくことで、しっかりと納税という体制を今後ともとっていきたいと考えている」との説明がありました。

これに対し、委員から、「これからの徴収の件については、今後強化して3市町村連携して滞納を減らしていくことに期待をして、徴収はするが納税者に寄り添い、少しでも減らせるように取り組んでいただきたい」との要望がありました。

また、「本村の経常収支比率の状況について、その比率が上昇していること、対前年度比増の理由、今年度の目標値、同比率が高い中で、庁舎建設が住民サービス低下へとつながらないか、同比率抑制への具体的方策について、どのように考えているのか」という質疑に対し、「経常収支比率が上昇していること、理由は、人件費や物件費、維持補修費、国保会計への繰出しの増によるものである。今年度の目標値については、同比率は70%以下が望ましいとされるが、現在79.5%であり、具体的数字を持っているわけではないが70%を目指して取り組んでいきたいと考えている。

また、庁舎建設との関係においては、庁舎建設は庁舎の老朽化に伴う事業であり、防災拠点として住民

サービス向上のためにはどうしても必要である。経常収支比率の具体的比率については、庁舎建設完成までの財政負担、現在進めている各種事業の見直し、縮小、廃止、あるいは新たにどうしてもやらなければならない事業など、早急に財政的なシミュレーションを行い、新たな財源確保、税収のアップ等を含めて具体的な計画を確定していきたい」との説明がありました。

これに対し、委員から、「平成29年度の決算は厳しい数字が出ております。この決算審査特別委員会を踏まえて、これをぜひ生かしていただきたい」との要望がありました。

次に、歳出についてであります。第6款におきましては、「負担金、補助及び交付金において799万8,248円の不用額とはどのようなものか」との質疑に対し、「災害に強い栽培施設の整備事業3件分の入札残である」との説明がありました。

また、「各項目に不用額が出ておりトータルで8,000万円以上となるが、この不用額は次年度の予算に組んで使えるのか。それらは各項目に使えるのか」という質疑に対し、「各項目の不用額、一般財源の分については繰越金として一括して、平成30年度予算に各項目ではなくまとめて歳入として計上されます。補助金は事業費として執行された分の比率での国庫補助金や県補助金となるので、その分は国や県には請求されず、次年度への繰越金ともならない分です。ただ、継続事業については総事業費が決まっているので平成29年度の執行額が下がったとしても、それ以降の年度で調整が可能であると考えております」との説明がありました。

次に、国民健康保険特別会計についてであります。「加入者と自治体の負担がますます増えていく国保制度の改革の必要はないか」という質疑に対し、「国保制度の改革について、沖縄県や町村会でそういった話が出たことはありませんが、国保の運営については、平成30年度からは県への移管となっており、税の賦課については、市町村間のばらつきを一定の年数をかけて統一していくという話し合いはされています。国保税の大幅な改革については、現在のところ協議されたことはありませんけれども、沖縄県の市町村長会・議長会等の4団体で、沖縄戦の影響で全国に比較して前期高齢者の人数が少ないことに対する国からの財政支援については要望をしております。沖縄の国保の厳しさについては、今後とも村から発信していく機会をつくっていきたい」との説明がありました。

これに対し、委員から、「これは沖縄県、今帰仁村だけの問題ではなく、全国的に厳しい問題であり、ぜひ首長みずから声を上げ、この厳しさを各自治体みんなで制度改革まで進めていただきたい」との要望がありました。

また、「実質収支における歳入歳出差引残高過去5年間の推移と内容、またこれまで繰上げ充用や繰入金があるということは、社会保険加入者も負担してもらっているということだと思うが、何年度までに最終的に赤字をゼロにするのか。しないといけないのか」という質疑に対し、「5年間で見ると赤字は減少傾向にあり、内容については、国保特別会計が赤字とならないよう繰入れと繰上げ充用を重ねながらも、抑制に努めてきた。赤字解消計画の中で、平成30年度から35年度までの6年間で計画達成に向けて取り組みたい」との説明がありました。

後期高齢者医療特別会計、水道事業会計について、特に質疑はありませんでした。村当局におかれましては、決算審査特別委員会において審議された経過を真摯に受けとめられ、行財政運営に万全を期される

ことを望みます。

決算審査特別委員会に付託された、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号につきましては、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○ **東恩納寛政 議長** 討論及び採決については、1議案ごとに行います。

日程第8. 「認定第1号 平成29年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ **東恩納寛政 議長** 「討論なし」と認めます。

これから「認定第1号 平成29年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。
お諮りします。

この決算は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ **東恩納寛政 議長** 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第1号 平成29年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第9. 「認定第2号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ **東恩納寛政 議長** 「討論なし」と認めます。

これから「認定第2号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ **東恩納寛政 議長** 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第2号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第10. 「認定第3号 平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ **東恩納寛政 議長** 「討論なし」と認めます。

これから「認定第3号 平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採

決いたします。

お諮りします。

この決算は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第3号 平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第11. 「認定第4号 平成29年度今帰仁村水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「認定第4号 平成29年度今帰仁村水道事業会計決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第4号 平成29年度今帰仁村水道事業会計決算認定について」は、認定することに決定しました。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時25分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時25分)

日程第12. 「決議第3号 かりゆしばしの早期撤去を求める要請決議」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和 議員

決議第3号

平成30年9月21日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

提出者 與那嶺 好 和

賛成者 與 那 勝 治

〃 與 儀 常 次

〃 上 原 祐 希

〃 與那嶺 透

賛成者 吉 田 清 尊
〃 玉 城 みちよ
〃 山 城 太
〃 島 袋 誠
〃 座間味 薫

かりゆしばしの早期撤去を求める要請決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

かりゆしばしの早期撤去を求める要請決議

近年、全国的に異常気象による台風や大雨等の災害が頻繁に発生している。特に今年は地震や大雨による水害が、住民の生命の危機を含めた生活環境を脅かしている。

今帰仁村でも過去に大洪水による被害が発生しており、名護運天港線の路線変更により新かりゆしばしを新設、かりゆしばしよりもかさあげをし洪水対策とした。その時点でかりゆしばしは撤去の予定であったが、現在もそのままの状態であることは極めて危険である。利用する住民も危機感を持ち、過去に仲宗根区においても、再三にわたり撤去の要請を行っている。

道路冠水に伴う大規模な洪水を想定して被害を軽減するための減災対策についても早急に対処する必要がある。

よって、本村議会としても、かりゆしばしの早期撤去を要請する。

以上決議する。

平成30年9月21日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

あて先 沖縄県北部土木事務所長

○ 東恩納寛政 議長 「決議第3号 かりゆしばしの早期撤去を求める要請決議」は、会議規則第39条第2項の規定によって、質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

これから「決議第3号 かりゆしばしの早期撤去を求める要請決議」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「決議第3号 かりゆしばしの早期撤去を求める要請決議」は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 「陳情第1号 県産品の優先使用について（要請）」を議題といたします。

本件について委員長報告を求めます。與儀常次経済建設委員長。

○ 與儀常次 経済建設委員長

平成30年9月21日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 東 恩 納 寛 政 殿

経済建設委員長 與 儀 常 次

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、9月10日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第1号	県産品の優先使用について (要請)	採択すべき もの	地場産業の根幹を担うのは「県産品の愛用です」。県産品愛用は、地域経済の活性化と地域の雇用に大きく寄与しており、計画の実現に向けて今まで以上に全県民一体となって取り組む必要がある。	

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第1号 県産品の優先使用について（要請）」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第1号 県産品の優先使用について（要請）」は、委員長報告のとおり採択すること

に決定しました。

日程第14. 「陳情第2号 こどもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。山城 太総務文教委員長。

○ 山城 太 総務文教委員長

平成30年9月21日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

総務文教委員長 山 城 太

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、9月10日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第2号	こどもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書	採択すべきもの	必要な時に安心して医療機関を受診できることは、こどもたちの心身の健やかな成長のためにも必要不可欠であり、沖縄県民の要求でもある。 こどもの医療費助成制度における県外との格差を一日も早くなくし、どの地域に住んでいても、少なくとも義務教育の間は、こどもの医療を受ける権利を保障するため、国の医療費無料制度の早期実現を強く求める。	

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時33分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時34分)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第2号 こどもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書」を採決いたします。
本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第2号 こどもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書」は、委員長報告のとおり採
択することに決定しました。

日程第15. 「意見書第1号 こどもの医療費助成制度の拡充を求める意見書」を議題とします。
本件について委員長の報告を求めます。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員

意見書第1号

平成30年9月21日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 東恩納 寛 政 殿

提出者 山 城 太
賛成者 吉 田 清 尊
〃 與那嶺 好 和
〃 玉 城 みちよ
〃 與那嶺 透

こどもの医療費助成制度の拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

こどもの医療費助成制度の拡充を求める意見書

沖縄県における子どもの貧困率は29.9%で、全国平均の倍以上になっており、多くの家庭で格差と貧困
による生活困窮があります。必要な時に安心して医療機関を受診できることは、こどもたちの心身の健や
かな成長のためにも必要不可欠であり、沖縄県民の要求でもあります。

自治体によるこども医療費助成制度は、この10年間で大きく広がりました。2017年4月1日現在、政府
厚労省調べで、中学校卒業以上の年齢まで医療費助成をしている全国の自治体は「通院外来」1,500自治

体、（1,741自治体中）で86%、「入院」が1,646自治体で94.5%に達しています。

残念ながら、沖縄県内では「通院外来」で58%であり、大きな格差があります。

2018年4月より、自治体が独自に行うこども医療費助成に対し、政府が科してきたペナルティー（国民健康保険国庫補助金の削減）の一部（就学前まで）が廃止されました。少子化対策に逆行するものと自治体関係者からも意見があがるなど長年の世論との運動の成果ではありますが、まだ不十分です。年齢制限をせず完全廃止すべきです。

すべての沖縄の子どもたちの笑顔のために、子どもの医療費助成制度における県外との格差を一日も早くなくすためにも、国の制度化を早期に実現するよう求めるものです。

記

1. こどもの医療費助成制度を現物給付にした市町村の国保への国庫補助の削減（ペナルティー）はすべて廃止すること。

2. どの地域に住んでいても、少なくとも義務教育の間は、こどもの医療を受ける権利を保障するために、国の制度として中学校卒業まで国の医療費無料制度を早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月21日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時37分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時37分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 こどもの医療費助成制度の拡充を求める意見書。

沖縄県における子どもの貧困率は29.9%で、全国平均の倍以上になっており、多くの家庭で格差と貧困による生活困窮があります。必要な時に安心して医療機関を受診できることは、子どもたちの心身の健やかな成長のためにも必要不可欠であり、沖縄県民の要求でもあります。

自治体によるこども医療費助成制度は、この10年間で大きく広がりました。2017年4月1日現在、政府厚労省調べで、中学校卒業以上の年齢まで医療費助成をしている全国（沖縄県以外）の自治体は「通院外来」86.9%、「入院」で90%以上に達しています。

2018年4月より、自治体が独自に行うこども医療費助成に対し、政府が科してきたペナルティー（国民健康保険国庫補助金の削減）の一部（就学前まで）が廃止されました。少子化対策に逆行するものと自治体関係者からも意見があがるなど長年の世論との運動の成果ではありますが、まだ不十分です。年齢制限をせず完全廃止すべきです。

また、沖縄県では、2018年10月から、就学前まで「一部負担なし」で「現物給付」による完全無料化が

実現する予定です。さらに県は「対象年齢も段階的に拡大する」と市町村との協議を開始しました。大いに歓迎し、早期の実現を求めるものです。

すべての沖縄の子どもたちの笑顔のために、子どもの医療費助成制度における県外との格差を一日も早くなくし、対象年齢拡大を早期に実現するよう求めるものです。

記

1. こどもの医療費助成制度を現物給付にした市町村の国保の削減（ペナルティー）はすべて廃止するよう国に強く求めること。
 2. 国の制度として中学校卒業まで国の医療費無料制度を早期に実現するよう国に求めること。
 3. 国の制度ができるまで、県の制度として、中学校卒業まで、所得制限なし、一部負担なし、現物給付で医療費無料制度の拡大拡充を、県と市町村が協力して早期に実現すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月21日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 沖縄県知事職務代理者 沖縄県副知事

○ 東恩納寛政 議長 「意見書第1号 こどもの医療費助成制度の拡充を求める意見書」は、会議規則第39条第2項の規定によって、質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第1号 こどもの医療費助成制度の拡充を求める意見書」を採決します。
お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第1号 こどもの医療費助成制度の拡充を求める意見書」は、原案のとおり採択されました。

次に、議決事件の条項、字句及び、数字等の整理についてお諮りします。

本定例会において議案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

休憩します。

（休憩時刻 午前10時43分）

○ 東恩納寛政 議長 再開します。

（再開時刻 午前11時00分）

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これにて、平成30年第3回今帰仁村議会定例会を閉会します。

(閉会時刻 午前11時00分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 山 城 太

署名議員 島 袋 誠